

練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計候補者  
選定プロポーザル実施要項

## 目 次

1	公募型プロポーザル実施の目的	1 P
2	委託業務の概要	5 P
3	参加要件等	6 P
4	日程（予定）	9 P
5	審査	10 P
6	応募の手続・結果通知等	12 P
7	候補者との協議	16 P
8	情報公開	16 P
9	その他事項	16 P

## 1 公募型プロポーザル実施の目的

### (1) 趣旨

練馬区立美術館および貫井図書館は、西武池袋線中村橋駅から徒歩3分の利便性の高い地に、合築施設として昭和60年に開館した。子どもから高齢者まで多くの人々に文化芸術・生涯学習の拠点として親しまれてきたが、建物や設備の老朽化が進み、大規模な改修等を検討すべき時期を迎えている。

美術館は、7,000点を超える収蔵作品の活用にはスペースが不足しており、展示・収蔵環境やバリアフリーなど多くの課題を抱えている。そこで、大規模改修等の機を捉え、練馬独自の新たな美術館を創造することを目指し、再整備することとした。

美術館長を委員長とし、学識経験者や地元関係者で構成する練馬区立美術館再整備基本構想策定検討委員会を平成30年に設置し、令和元年に、「まちと一体となった美術館」「本物のアートに出会える美術館」「併設の図書館と融合する美術館」の3つをリニューアルコンセプトとする提言を受けた。この提言をもとに、区は令和4年3月、「練馬区立美術館再整備基本構想」（以下「美術館再整備基本構想」という。）を策定するとともに、「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）」において、中村橋駅周辺施設の統合・再編を行い、隣接する東京中高年齢労働者福祉センター（以下「サンライフ練馬」という。）の敷地とあわせて、美術館と貫井図書館を改築することとした。

一方、区内に12館・1分室ある区立図書館については、地域の情報拠点としての今後のあり方について、令和2年から学識経験者等の意見を聞きながら検討を進め、令和4年6月に「これからの図書館構想（素案）」（以下「図書館構想（素案）」という。）を公表した。図書館構想（素案）では「世界の知と出会い、学びを豊かにする」「練馬の文化を継承・発信する」「知が交わり、創造を生み出す」「情報へのアクセスを支援する」の4つのコンセプトを掲げるとともに、美術館再整備基本構想も踏まえ、貫井図書館の再整備における実現イメージを示している。

「練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計業務委託」は、美術館再整備基本構想、図書館構想（素案）において目指す新たな美術館および貫井図書館を創造することができる設計者を、価格のみの競争によらず、技術力、独創性、企画力等の観点から総合的に選考するために、プロポーザル方式により広く提案を求めめるものである。

## (2) プロポーザル実施にあたり提案に期待すること

美術館再整備基本構想、図書館構想（素案）に沿い、構想を実現するための優れた設計提案を期待する。提案内容の作成にあたって、両構想を補足する区の考え方はつぎのとおりである。

### ◆駅周辺のまちづくりと美術の森緑地について

改築を契機に、美術の森緑地と商店街・駅へ続く動線を一体的な景観として演出し、美術館のある街並みを創出していく。

美術の森緑地は、駅周辺のまちづくりと連携し、「まち」と美術館が一体空間となるパブリックスペースを目指す。

### ◆美術館・貫井図書館の位置づけ

改築後も合築する施設として、それぞれ従来の機能や専門性を維持し、生かしながら、機能的・空間的な融合による相乗効果を目指す。

### ◆美術館のコンセプトと施設の方向性

美術館は、美術館再整備基本構想で掲げる3つのリニューアルコンセプト「まちと一体となった美術館」「本物のアートと出会える美術館」「併設の図書館と融合する美術館」を実現し、区民が優れた文化芸術に触れ、親しむ機会をさらに広げていくこと、また、多くの区民や中村橋を訪れる誰もが気軽に楽しめ、練馬の文化芸術を創造し、発信していくことを目指す。

再整備後の事業活動としては、これまで美術館が行ってきた日本近代美術・現代美術を研究対象に、それらをさらに独自の視点によって展覧会などを通じて深め、発信していく。

扱う主な作品の領域は、日本の近・現代美術を中心にして、絵画、彫刻、版画、工芸、写真、映像、インスタレーションなどの今日の幅広い表現活動である。企画展示室では、テーマ展を年に3、4本行い、また常設展示室では、コレクションの特徴である洋画家野見山暁治や日本の近代洋画など、コレクションを活用し、各領域を専門的な視点によって都度テーマを立てて紹介していく。

展示空間は、こういった近代美術と現代美術という、異なった特質を持つ作品に対応できるニュートラルで、同時にフレキシビリティのある場所が必要である。またその都度異なる作品や作家の特徴を際立たせ、魅力を引き出すことのできる空間設計や照明設備が必要である。

コレクションを展示するための常設展示室では、主要なコレクションである、油彩画を中心にして、まとまった数のある野見山暁治の作品群や版画などが鑑賞しやすいスペースが必要である。

また、区民の発表のための区民ギャラリーや区民が使用する創作室、サポーター活動スペースなどの区民が中心になって活動するスペースと、前述の企画スペースは、別の動線上にある必要がある。有料ゾーンと無料ゾーン、あるいは

は、美術館が提供する企画と区民が中心に発表するための場所の混在を避けて、目的に対応したゾーニングにする必要がある。

#### ◆貫井図書館のコンセプトと施設の方向性

貫井図書館は、学習ニーズの多様化や地域活動への参加意欲の高まりなど、社会情勢の変化を踏まえた新たな図書館機能が求められており、これまでの基本的機能である読書活動支援を土台としながらも、令和4年度に策定する「これからの図書館構想」で示す知の情報拠点としての新たな機能の充実が必要である。以下の三点を軸に再整備を進める。

一点目は、従来の図書館機能を維持しながら、貫井図書館と美術館が機能的・空間的に融合することである。

芸術分野の情報発信を強化し、さらに広がりや奥行きを持った情報の発信やサービスの提供等の相乗効果を生み出せる施設を目指す。

二点目は、「これからの図書館構想」の実現を図ることである。

「これからの図書館構想（素案）」では、「世界につながる 彩り豊かな 知の情報拠点」を理念に据え、目指す将来像とその実現に向けた4つのコンセプトを示している。

貫井図書館においては、「コンセプト1 世界の知と出会い、学びを豊かにする」、「コンセプト2 練馬の文化を継承・発信する」の実現に向けて、美術館の企画展に合わせたテーマ配架や、貫井周辺の地域資料収集・デジタル化等を行う。

また、静かに本を読む「静」の空間と、会話を楽しんだり、共に学ぶ「動」の空間をすみ分けた、利用者が過ごしやすい環境を整備し、「コンセプト3 知が交わり、創造を生み出す」の実現を図る。「コンセプト4 情報へのアクセスを支援する」について、社会情勢の変化にあわせて、ICT技術を活用した図書館設備等を検討し、利用者の利便性向上や非接触型サービスの実現を目指す。

三点目は、障害のある方や親子連れなど誰でも過ごしやすい図書館として整備することである。

利用者および近隣住民の安全・安心に配慮するとともに、ゆとりのある設備配置や天井を高くするなど明るく入りやすい、くつろげる施設とする。また、書架間隔は車椅子・ベビーカーが無理なく通れる幅を確保するなど移動しやすく使いやすい施設を目指す。

### (3) プロポーザルの概要

#### ア 名称

練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計候補者選定プロポーザル

#### イ 主催者

練馬区

#### ウ 選定方式

公募型プロポーザル

#### エ 設計者に求める資質

- ・新たな美術館・図書館を創造できる企画力・独創性を持ち、それを実現できる高度な専門性・技術力を持つ者
- ・区や地域住民と円滑なコミュニケーションを図ることができ、利用者意見等を柔軟に取り入れる対応力とそれを可能とする実施体制を持つ者
- ・運営者・利用者の視点を持ち、日々の運営を見据えた設計ができる想像力とその課題を解決する意欲・発想力を持つ者
- ・区が目指す方向性・考え方やまちの歴史・現況など地域特性を十分に理解している者

#### オ 審査

練馬区立美術館および練馬区立貫井図書館改築等基本設計候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、基本設計業務を委託する候補者（以下「候補者」という。）を選考する。審査は事務局審査（参加資格確認）、選定委員会による一次審査、二次審査の3段階で行う。

#### カ 留意事項

提案書は選考を行なうための資料とするものであり、設計に際して区が提案された内容に拘束されるものではない。

#### キ 事務局

練馬区地域文化部美術館再整備担当課（練馬区役所本庁舎9階）

電話（直通） 03-5984-4723

電子メール BIJUTSU-SAISEIBI@city.nerima.tokyo.jp

#### ク 連絡事項

様式・資料や事務局からの連絡事項は練馬区ホームページ内の下記 URL に掲載します。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/jigyoshamuke/jigyosha/oshirase/bijutsukanproposal.html>

## 2 委託業務の概要

- (1) 件名 練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計業務委託
- (2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和5年12月18日まで
- (3) 履行場所 練馬区貫井一丁目36番16号、18号および26号
- (4) 業務内容 練馬区立美術館・貫井図書館の改築およびそれに伴う美術の森緑地の改修に係る基本設計業務。詳細は以下を参照。
- ・設計業務委託仕様書（別紙1-1）
  - ・基本設計業務委託 特記事項（別紙1-2）
- (5) 設計の概要 練馬区立美術館および貫井図書館をサンライフ練馬の敷地とあわせて改築する（既存建物の解体含む）。隣接する美術の森緑地は、現状の敷地は変更せず、美術館・貫井図書館の改築に伴い必要な改修を行う。「練馬区立美術館再整備基本構想」、「これからの図書館構想（素案）」等に基づき設計を行う。詳細は以下を参照。
- ・練馬区立美術館再整備基本構想（別紙2-1）
  - ・これからの図書館構想（素案）（別紙2-2）
- （その他参考資料）
- 諸室諸元表（別紙2-3）
  - 練馬区立貫井図書館の再整備に係る基本的な考え方（別紙2-4）
  - 美術の森緑地改修に係る基本的な考え方（別紙2-5）
  - 練馬区立美術館・貫井図書館、美術の森緑地等の現況（別紙2-6）
- (6) 概算経費 137,620千円（税込）
- ※概算経費を超えた提案は無効とする。
- ※消費税については10%で計算するものとする。
- (7) 留意事項
- ①本委託業務に対する成績評価を実施した結果、令和5年度以降に予定する実施設計について随意契約を行うことがある。
  - ②今回の設計業務には含まれないが、美術館・貫井図書館の改築に合わせた駅周辺の街並みづくり等について、改築設計と並行して別途検討していく。設計者となる者については、美術館のある街並みを想定した美術館・貫井図書館の提案に加え、街並みづくりの検討と連携・調整を図りながら業務を遂行していくことが求められる。
  - ③「これからの図書館構想」は令和4年11月策定予定であり、設計にあたっては、素案からの変更点を踏まえて実施するものとする。

### 3 参加要件等

#### (1) 参加者の人格

本プロポーザルへは単体の法人企業のほか、法人企業により自主結成された設計共同体の参加を認めるものとする。

#### (2) 設計共同体の要件

- ① 設計共同体でプロポーザルに参加しようとする者（以下「構成員」という。）は、「設計共同体協定書」により協定を締結し、その写しを参加表明書と同時に提出しなければならない。
- ② 構成員の数は3者以内とすること。
- ③ 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が最大の者であること。
- ④ 構成員の出資比率は、2者による場合は20%以上、3者による場合は、第二順位者は20%以上、第三順位者は10%以上とすること。
- ⑤ 設計共同体の各構成員は、本プロポーザルに応募する他の設計共同体の構成員になることや、単体企業として参加することはできない。

#### (3) 参加資格

##### ア 単体企業の場合

参加表明書の提出日現在において、次の①から④に掲げる条件を全て満たす者とする。ただし、②、③、④については管理技術者となる者が、その同等の立場で当該設計業務を行った実績がある場合でも良いものとする。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所としての登録を行っていること。
- ② 平成14年4月1日から参加表明書の提出日までに、美術館又は博物館※1の新築、増築又は改築の基本設計業務又は実施設計業務を元請けとして履行した実績を1件以上有すること（設計共同体の構成員としての実績の場合、出資比率20%以上のものに限る。）。
- ③ 平成14年4月1日から参加表明書の提出日までに、図書館※2又は、書架および図書閲覧機能※3を有する施設の新築、増築又は改築（増築の場合は、増築部分に当該用途部分が含まれること。）の基本設計業務又は実施設計業務を元請けとして履行した実績を1件以上有すること（設計共同体の構成員としての実績の場合、出資比率20%以上のものに限る。）。
- ④ 平成14年4月1日から参加表明書の提出日までに、国又は独立行政法人又は地方公共団体が設置する公共施設の新築、増築又は改築の基本設計業務又は実施設計業務を元請けとして履行した実績を1件以上有すること（設計共同体



の構成員としての実績の場合、出資比率 20%以上のものに限る。)

※ 1、※ 2…平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二建築物の類型十二欄第 2 類に掲げる文化施設のうち、美術館、博物館、図書館。

※ 3…美術館や博物館の図書コーナー、公民館図書室等

#### イ 設計共同体の場合

上記①および④については、代表構成員が満たしていること。②および③については、構成員のいずれかが満たしていること。

ただし、②、③、④については、管理技術者となる者が、その同等の立場で当該設計業務を行った実績がある場合でも良いものとする。

#### (4) 配置技術者

- ① 本業務の分担分野は、建築（意匠）、建築（構造）、積算、電気設備、機械設備、展示・収蔵環境、造園・外構に区分し、管理技術者のほか、分野ごとに担当技術者を必ず配置すること。なお、参加者の組織（設計共同体の場合は構成員）以外の協力企業（再委託企業）に再委託することができるものとする。
- ② 管理技術者および建築（意匠）担当技術者は、建築士法による一級建築士であること。管理技術者は、参加者の組織（設計共同体の場合は代表構成員に限る。）に所属している者で、参加表明書の提出日までに、少なくとも 3 か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

#### (5) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、参加できない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- ② 「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- ③ 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- ④ 法人税、消費税および地方消費税、法人事業税を滞納している者。  
※納税証明書の写しを添付すること。
- ⑤ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

(6) 留意事項

- ① 協力企業（再委託企業）（参加者の組織（設計共同体の場合は構成員）ではない者で、専門分野において技術の提供等を行う者をいう。）が、複数の参加者の協力企業（再委託企業）として参加することは妨げないが、再委託する業務が主たる業務部分の全部を再委託等するものではないこと。
- ② 次に掲げる者は、参加資格を有する場合であっても、本プロポーザルに参加することはできない。
  - (ア) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）およびその家族
  - (イ) 選定委員が主宰し、あるいは役員又は顧問となっている営利団体に所属する者
- ③ 本プロポーザルに関して、選定委員へ事前説明その他の接触を行うことは、一切禁止する。なお、選定委員への接触やその他不正な事実が認められた場合は失格とする。
- ④ 本業務の受託者（協力企業（再委託企業）を含む。）およびこれと「資本面」又は「人事面」において関係のある者は、練馬区立美術館・貫井図書館等改築事業における工事業務に元請負人として参入することはできない。

#### 4 日程（予定）

実施要項等の公表	令和4年8月1日（月）～
質問受付期間	令和4年8月1日（月） ～8月15日（月）
質問回答	令和4年8月25日（木）
参加表明書等提出期限	令和4年9月5日（月）
事務局審査（資格確認） 結果通知発送	令和4年9月15日（木）
提案書等提出期間	令和4年9月16日（金） ～10月14日（金）
一次審査	令和4年11月初旬
一次審査 結果通知発送	令和4年11月上旬
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング、最終審査）	令和4年12月初旬
二次審査 結果通知発送	令和4年12月中旬～下旬

※ 現地見学会は実施しないため、現地確認を行う場合は、外周部から現場の状況を確認すること。その際、利用者および周辺住民に迷惑をかけないように十分注意すること。

## 5 審査

参加者について、事務局による審査（参加資格の確認）を行ったうえで、選定委員会による一次審査と二次審査を実施する。

### (1) 事務局審査

事務局が参加表明書等により参加資格等の確認を行う。

「3参加要件等」の各項目により、参加資格等を満たさない、あるいは欠格事項に該当するものは失格とする。

### (2) 一次審査

提案書、実施方針（基本設計工程計画含む）について、専門家5名により評価基準に基づき評価を行い、匿名による審査を行う（非公開）。5者程度を一次審査通過者とする。

#### 【評価基準】

- ・提案書〔業務に対する理解度、新たな美術館・貫井図書館を創造する企画力・独創性、提案内容の妥当性・実現性、地域特性を捉える的確性とそれを踏まえた配慮・工夫、地域・社会貢献、環境配慮〕
- ・実施方針〔区が求める設計者の資質を踏まえた具体的な対応方針・姿勢、基本設計工程計画の妥当性・計画性〕

### (3) 二次審査

二次審査は、一次審査を行った専門家5名に、行政分野（区職員）と地元関係者を加え、総合的な審査を行う。ただし、地元関係者は、地元住民としての視点により関連する提案内容等についての評価をするものとする。

一次審査通過者について、提案内容に関する公開プレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、その内容や対応、実施体制、実績などを含め、評価基準に基づき総合評価を行う（審査は非公開）。合議により選定委員会としての評価点を決定し、評価点の最も高い者を候補者として選定する。

#### 【評価基準】

- ・提案書〔上記一次審査の評価基準と同様。プレゼンテーション・ヒアリングを踏まえ改めて評価〕
- ・実施方針〔上記一次審査の評価基準と同様。プレゼンテーション・ヒアリングを踏まえ改めて評価〕
- ・事業者の安定性・継続性〔事業効率の状況、経営の安全性等〕
- ・業務実績〔美術館、博物館、図書館等の実績〕
- ・実施体制〔業務執行体制、要員配置の妥当性〕

- ・担当者評価〔本件を主に担当する技術者の経験、実績〕
- ・プレゼンテーション・ヒアリング〔説明（表現）力、対応力、意欲、理解度、的確性、公共施設設計業務に対する理解度〕
- ・区内事業者〔区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる〕
- ・見積金額〔本業務の見積金額の妥当性〕

(4) 選定委員会

【選定委員と審査区分】

	分野	氏名	肩書等	一次 審査	二次 審査
委員長	美術館	秋元 雄史	練馬区立美術館長	審査	審査
副委員長	建築	三宅 理一	建築史家、東京理科大学客員教授、 (一社)日本建築文化保存協会理事		
委員		西沢 立衛	建築家、横浜国立大学大学院教授、 (有)西沢立衛建築設計事務所代表		
委員		乾 久美子	建築家、横浜国立大学大学院教授、 (有)乾久美子建築設計事務所代表		
委員	図書館	野口 武悟	専修大学教授、放送大学客員教授	オブ ザー バー	
委員	行政	宮下 泰昌	練馬区技監		
副委員長		小金井 靖	練馬区地域文化部長		
委員	地元関係者 2名			—	

## 6 応募の手続・結果通知等

### (1) 各種様式・資料等

令和4年8月1日（月）より、区ホームページ（1(3)ク連絡事項のURL）より取得すること。

### (2) 質問受付および回答

本プロポーザルでは説明会を実施しないため、実施要項、仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合には、「質問票」（別紙3）に内容を簡潔に記載のうえ、以下の内容で行うこと。

#### ア 質問受付期間

令和4年8月1日（月）から8月15日（月）まで

※期限を過ぎた質問は受け付けない。

#### イ 質問方法

事務局あて電子メールにて行うこと。

① メールの件名は、「練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計候補者選定プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

② 書式は、「質問票」（別紙3）を使用し、メールに添付すること。

※電話・口頭・FAX・郵送・持参での質問は受け付けない。

#### ウ 回答方法

令和4年8月25日（木）に、質問者名を伏せたうえで、質問と回答を区ホームページ（1(3)ク連絡事項のURL）にて公表する。

### (3) 応募方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、「参加表明書」等を「参加表明書等作成要領」（別紙4）に基づき作成し、提出すること。

#### ア 受付期間

令和4年8月1日（月）から9月5日（月）午後5時まで（必着）

※期限を過ぎた提出は受け付けない。

#### イ 提出方法

原則として、事務局へ郵送（書留又は簡易書留）又は託送とする。ただし、9月5日（月）のみ事務局への持参を認めるものとし、午前9時から午後5時まで受け付ける。

※電子メール、FAXおよび上記以外の日程での持参は認めない。

※提出する封筒等の表面には、「練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計候補者選定プロポーザル関係書類在中」と朱書きにより明記すること。

ウ 提出書類および部数

	内容	様式等	部数	
			正本	副本
1	参加表明書	様式1	1部	10部
2	参加事業者概要	様式2	1部	10部
3	業務実績	様式3	1部	10部
4	担当技術者の経歴等	様式4	各1部	各10部
5	設計共同体協定書（設計共同体の場合）	協定書の写し（参考様式）	1部	—
6	一級建築士事務所登録、資格、雇用関係等が確認できる書類	証明書等の写し	各1部	—
7	業務実績が確認できる書類	契約書、設計図書の写し等	各1部	—
8	会社概要（様式2を補完する資料。協力企業は不要）	任意書式	各1部	—
9	会社組織図（全体と本件担当部署がわかるもの）	任意書式	各1部	—
10	決算報告書（財務諸表。直近のもの）	任意書式	各1部	—
11	各種納税証明書	証明書の写し	各1部	—

(4) 事務局審査の結果通知

事務局審査結果については、参加表明書等の提出があった者へ以下のとおり個別に通知する。

ア 通知時期

令和4年9月15日（木）

※後に参加資格を有していないこと等が判明した場合は、その時点で失格とする。

イ 通知方法

電子メールにて通知する。

(5) 提案書等の提出

事務局審査を通過し、一次審査へ参加を希望する者は、提案書等作成要領（別紙5）に基づき提案書等を作成し、以下のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和4年9月16日（金）から10月14日（金）午後5時まで（必着）

※期限を過ぎた提出は受け付けない。

イ 提出方法

原則として、事務局へ郵送（書留又は簡易書留）又は託送とする。ただし、10月14日（金）のみ事務局への持参を認めるものとし、午前9時から午後5時まで受け付ける。

※電子メール、FAXおよび上記以外の日程での持参は認めない。

※提出する封筒等の表面には、「練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計候補者選定プロポーザル関係書類在中」と朱書きにより明記すること。

ウ 提出書類および部数

	内容	様式等	部数	
			正本	副本
1	提案書等提出届	様式5	1部	15部
2	実施方針	様式6	1部	15部
3	提案書（各課題につき1枚）※	様式7	各1部	各15部
4	基本設計工程計画	様式8	1部	15部
5	基本設計概算経費見積書および内訳書	任意書式	1部	—
6	上記1～5のPDFファイル	DVD またはCD	1部	—

※提案課題

【課題1】まちと一体となった美術館

美術の森緑地と商店街・駅へと続く動線の一体化、美術館を核とした駅周辺の街並みの創出を踏まえての建物・緑地の機能・意匠など。

【課題2】コンセプトを実現する空間づくり、融合による相乗効果

美術館・貫井図書館それぞれの基本構想等のコンセプトを実現する空間づくり、機能、融合による相乗効果など。



### 【課題3】施設運営や利用者の視点に立った工夫

イニシャルコスト、ランニングコストの抑制、脱炭素や持続可能な社会へ貢献できる環境への配慮、ユニバーサルデザインなど、建設、運営、施設利用など様々な場面を見据えた工夫、機能、具体的効果など。

※参加者1者につき、各課題に対し1提案とすること。

#### (6) 一次審査の結果通知

一次審査結果については、提案書等の提出があった者へ以下のとおり個別に通知する。

##### ア 通知時期

令和4年11月上旬

##### イ 通知方法

電子メールにて通知する。

一次審査通過者には、二次審査のプレゼンテーション、ヒアリングについての詳細、経営診断書類の提出を案内する。

##### ウ 経営診断書類の提出

一次審査の通過者は、経営診断を行うため、以下の書類等を提出すること。設計共同体の場合、全ての構成員について提出すること。

	内容	備考
1	法人登記事項証明書	3か月以内に発行された履歴事項全部証明書
2	法人定款	提出日現在のもの
3	令和元年～3年度決算書類のうち税務申告書類一式、またはそれに代わるもの	販売費および一般管理費明細、勘定科目内訳明細書を含む
4	令和元年～3年度決算に係る営業報告書または事業概況書	税務署に提出したものの写し ※作成している場合は提出すること
5	令和元年～3年度決算に係るキャッシュフロー計算書	※作成している場合は提出すること

#### (7) 提出期限・提出方法等

詳細は一次審査結果通知に記載する。

通知後、一週間程度を提出期限とし、上表1～5全て、各2部を持参によ

り提出を求める予定。その際に、くじにより二次審査における公開プレゼンテーション・ヒアリングの順序を決定する。

(7) 二次審査の結果通知

二次審査結果については、二次審査参加者へ以下のとおり個別に通知する。

ア 通知時期

令和4年12月中旬～下旬（予定）

イ 通知方法

郵送にて通知する。

## 7 候補者との協議

候補者と発注者との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案等を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに候補者として選定することがある。

## 8 情報公開

本件候補者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙6）に基づき取り扱うものとする。

## 9 その他事項

- (1) 本業務委託にかかる個人情報の取扱については、練馬区が定める「受託情報の保護および管理に関する特記事項」（別紙7）による。
- (2) 参加申込、提出書類の作成・提出および提案等に係る費用は参加者の負担とする。
- (3) 提案書等の著作権は、参加者（提案者）に帰属する。ただし、区は決定した候補者の公表等が必要な場合、提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (5) 原則として、提出された提案書等の書類の再提出や記載内容の変更は認めない。
- (6) 区が提供する資料は、本公募に係る検討以外の目的での使用を禁ずる。  
また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁ずる。
- (7) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

- (8) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (9) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (10) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (11) 参加表明書に記載した管理技術者および担当技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、原則として変更することができない。
- (12) 本件契約の際、受託者は履行保証保険あるいは契約保証に加入するものとする。  
(付保割合 10%)
- (13) 本要項に定めのない事項および本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。